公募要領

1. 事業名

スポーツ産業の国際展開促進事業 (戦略的プラットフォーム運営、人材等ネットワーク形成支援)

2. 事業の趣旨

我が国のスポーツ産業の更なる発展を加速させるため、国際展開に対する挑戦意欲が高まるような海外と国内ネットワークの有機的なつながりや各国のスポーツに関連する政策・施策の分析情報などが発信される基盤が求められている。

本事業では、我が国で創出された財・サービスを世界のスポーツ市場の展開につなげることで、我が国のスポーツ産業の成長を加速させていくために、各国の市場やキーパーソン等に関する情報収集を行い、国際展開を促進するための情報を発信する。また、我が国のスポーツ産業の成長を継続的に推進していく若手人材を国際的なスポーツビジネス会議等へ派遣し、人材交流の機会を創出するとともに、諸外国の先進的な取組を通じて得た経験や収集した情報を、国内の関係機関等へ共有し、人材等ネットワークの形成を支援する。

3. 事業の内容

以下の(1)から(3)までの事業の全てを実施するものとする。

- (1) スポーツ産業の国際展開促進プラットフォーム(以下、「JSPIN」)事務局の運営・管理
 - ①JSPIN の今後担うべき役割や目標を検討・再設定し、関係機関と調整を行うこと。
 - ②JSPIN のオンラインサイト (https://jspin.mext.go.jp) を、ドメイン名も含め引継ぎ、定期的な情報発信を行うこと。また、JSPIN サイトの英語版を拡充し、海外へ日本の事例やスポーツ庁の政策を発信する。なお、アクセス解析を行い、コンテンツ制作に生かすこと。
 - ③スポーツ産業の国際展開を目指す企業・団体等に有益な情報を発信するため、今後日本の強みが発揮できる2地域程度の基礎市場・国際情報等を調査し、外部公開に向けた資料を作成する。また、既に JSPIN オンラインサイトで発信済の13地域について、最新の情報に更新するとともに、現地情報の詳細化(人気スポーツのチームやスポンサー、オーナー等の関係等の経営構造を分析するとともに、当該地域のスポーツ分野における政策課題を調査し、追記)を図ること。なお、当該地域において市場開拓できたような事例があれば、モデル事例として発信すること。
 - ④本プロジェクトを広く周知し、関係団体の JSPIN への参加を促進した上で、国際展開の機 運醸成を図るため、成功事例の発信やコンテンツへのフィードバックを受けられるよう対 応する。実施に当たっては、訴求力の高い内容を提案すること。
 - ⑤スポーツ産業の国際展開に関するネットワーキングカンファレンスを、テーマを分け2回 開催すること。具体的なセッション等については、スポーツ庁と協議の上、決定する。原 則として対面形式で行い、オンライン形式の併用も検討する。
- (2) 国際スポーツビジネス会議等への次世代人材派遣
 - ①諸外国で開催されるスポーツビジネス会議等に5名程度、派遣する。

- ②スポーツビジネス会議等における情報発信や情報収集・人脈形成等、期待される成果を明確化し、派遣先や派遣する人材を、スポーツ庁と協議の上、決定する。なお、令和3年度および令和4年度に当事業にて派遣した人材を派遣する場合は、派遣理由を提示するとともに、スポーツ庁と協議の上、決定する。
- ③派遣終了後は、報告会を開催し、次世代人材が得た成果等を関係者に共有するとともに、 スポーツ産業の国際展開に係る課題や今後の展望等について、スポーツ庁に提言すること。

(3) 国際展開ネットワーク支援

ビジネスの知見・経験を有し、(2)の次世代人材派遣事業のメンター的役割を担うとと もに派遣までの事前準備の相談をリードできる者をアドバイザーとして配置すること。

※上記の事業内容について、より良いアイデアがある場合は、趣旨に応じて積極的に提案すること。

※別途公募を実施する、スポーツ産業の国際展開促進事業(国際スポーツビジネス会議出展支援) やスポーツ産業の成長促進事業(スポーツオープンイノベーション推進事業)等の関連事業と連 携・協力すること。

4. 公募対象

公募対象は法人格を有する団体とする。

5. 委託期間

本事業の委託期間は、原則として契約を締結した日から令和6年3月31日(日)までとする。

6. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1)予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又 は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場 合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

8. 説明会の開催

開催日時:令和5年1月30日(月)10時

開催場所:オンライン開催

説明会参加に当たっては、事前登録が必須である。参加を希望する場合、以下の宛先に電子メールにて、氏名、所属、役職、電話番号、メールアドレスを記入の上、申請すること。登録時に入力する個人情報は、参加登録の確認のみに使用し、ほかの用途には使用しない。

なお、応募にあたり、本説明会への参加は任意である。

申込締切:令和5年1月27日(金)13時必着

事前登録宛先: skokusai@mext.go.jp

9. 企画提案書等の提出方法等

(1)提出場所及び問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

スポーツ庁参事官(国際担当)付 国際展開推進係

TEL: 03-6734-3940

FAX: 03-6734-3793

e-mail: skokusai@mext.go.jp

(2)提出方法

- ①用紙サイズはA4判、横書きとする。フォントは10.5ポイント以上とする。
- ②提出方法は電子媒体による提出とする。

但し、電子媒体による提出が困難な特段の事情がある場合は、相談すること。

- ※9. (3) に掲げる提出書類を電子メールに添付した上で、送信メールの件名を「スポーツ産業の国際展開促進事業(団体名)」とし、9. (1) に指定するメールアドレスに送ること。
- ※添付ファイルのサイズは20MBを超える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ※メール送信上の事故(未達等)について、当方は一切の責任を負わない。
- ※メール受領後、申請者に対して電子メールにより受領確認を送信する。送信後、受領確認メールが届かない場合は、電話にて(1)の問合せ先へ照会すること。

(3)提出書類

- ①企画提案書(別添の作成要領を参照の上、作成すること。)
- ②団体の概要

要覧・会社案内等、役員名簿(様式自由)を提出すること。

- ③直近の財務諸表等の資料
- ④暴力団体等に該当しない旨の誓約書(様式4)
- ⑤審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内 閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

(4)提出期限

令和5年2月21日(火)(17時必着)

※公募締切日後の企画提案書等の提出、差し替え及び訂正は認めない。

(5) その他

- ①企画提案書等の提出書類の作成・提出に係る費用は選定結果に関わらず企画提案者の負担と する。また、提出書類は返却しないものとする。
- ②企画提案書は、日本語及び日本通貨により作成すること。

10. 誓約書の提出

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の

誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合 はその再委託先も誓約書を提出すること。

- (2)前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、 当該者の企画提案書は無効とするものとする。
- (3) 国立大学法人及び独立行政法人については、誓約書の提出は不要とする。

11. 採択件数及び事業規模等(予算)

- (1) 採択件数 予算の範囲内で採択予定 1件 ※採択件数は審査委員会が決定する。
- (2) 事業規模 20,000千円(上限)

12. 選定方法等

(1) 選定方法

スポーツ庁参事官(国際担当)付技術審査委員会において、提出された企画提案書等について 書類審査を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を 求めることがある。

(2)審査基準

別途定めた審査基準(別添)のとおり。

(3)選定結果の通知

選定終了後、原則として、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

13. 契約締結

選定の結果、契約予定者と委託事業実施計画書等を基に契約条件を調整するものとする。なお、 契約金額については、委託事業実施計画書等の内容を勘案して決定するので、企画提案者の提示 する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件が合致しない場合には契約締結を行 わない場合がある。

国の契約は、契約を締結(契約書に契約の当事者双方が押印)したときに確定することとなる ため、契約予定者として選定されたとしても契約締結後でなければ事業に着手できないことに十 分注意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨再委託先にも十分周知すること。

14. スケジュール

- (1) 公募開始:令和5年1月24日(火)
- (2)公募締切:令和5年2月21日(火)(17時必着)
- (3)審 查:令和5年3月上旬(予定)
- (4) 委託決定、契約締結:選定後、速やかに委託の決定を通知し、契約を締結する。
- (5) 契約期間:契約締結日から令和6年3月31日(日)まで

15. その他

- (1) この公募は、令和5年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況等によっては、実施方 法や経費、スケジュール等を変更する場合がある。
- (2) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (3) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (4)本事業の実施に当たっては、本事業委託要項、公募要領、スポーツ庁委託事業事務処理要領、委託契約書、事業計画書、ほか別に定める規程等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- (5) 団体等は、委託事業の実施に当たり、成果報告書等成果物のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明記しなければならない。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅延なく以下の書類を提出いただく 必要があるため、事前の準備を十分にしておくこと。再委託先がある場合は、この旨を再委託先 にも周知すること。

- ・事業計画書(委託事業経費予定額内訳を含む)
- 再委託に係る業務委託経費内訳
- ・委託事業経費予定額内訳(再委託に係るものを含む)の積算根拠資料(旅費・謝金単価表、旅費支給規程、見積書など)
- 銀行口座情報